

令和2年度 奈良県農薬危害防止運動実施要領

第1 趣旨

農薬の適正な使用及び保管管理の徹底は、農産物の安全確保及び農業生産の安定のみならず、食品の安全性確保、県民の健康保護及び生活環境の保全の観点からも重要である。

このため、奈良県では農薬に関わる県の機関や団体が連携して、農薬の使用が増える時期に、農薬使用者並びに使用を委託する者（以下「農薬使用者等」という。）及び農薬販売者等に対して、関係法令及びこれらに基づき遵守すべき事項について周知啓発し、農薬の不適正な取り扱いやそれに伴う事故等の未然防止を目的として農薬危害防止運動を実施する。

第2 実施期間

令和2年6月1日～令和2年9月30日

第3 運動テーマ

これまでの取組の中で、依然として、周辺住民や農作物等への飛散防止対策、住宅地等における農薬の適正使用等に十分な配慮がなされているとは言えない場面が見られること等を踏まえて、運動の共通テーマに「農薬は 周りに配慮し 正しく使用」を設定する。

第4 実施事項

1 関係機関・団体との連携強化と周知啓発

(1) 農薬危害防止運動推進会議の開催

県食と農の振興部、水循環・森林・景観環境部、医療福祉部、文化・教育・くらし創造部、教育委員会等の関係機関及び関係団体が参集し、今年度の農薬危害防止運動の推進内容について理解し、連携強化を図る。

(2) 広報による普及啓発

ポスター、インターネット等の広報手段を用いて、本運動並びに農薬及び農薬使用に関する正しい知識の普及啓発を行う。

(3) 講習会等の開催

農薬使用者、農薬販売者、毒物劇物取扱業者等を対象として、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用、農薬の危害防止対策に関する講習会等を開催し、農薬の取り扱いに関する正しい知識の普及に努める。

2 農薬の取り扱い現場における指導等

防除業者、ゴルフ場コース管理者、生産者等の農薬使用者及び農薬販売者に対して、農薬不適正使用による人や周辺環境への危害防止を図るため、次

の項目について指導する。

【農薬使用者】

- (1) 農薬使用基準の遵守
- (2) 農薬飛散防止対策の徹底
- (3) 農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備着用
- (4) 誤飲を防ぐため、他の容器への農薬の移し替えの禁止
- (5) 土壌くん蒸剤処理時の使用者の安全確保及び周辺環境への配慮
- (6) 公共施設、住宅地周辺等での農薬散布時における施設利用者、周辺住民等への十分な配慮
- (7) 蜜蜂の被害防止対策の実施
- (8) 無人航空機による農薬散布時の事故防止及び周辺環境への配慮
- (9) 水域の生活環境動植物の被害及び水質汚濁の防止対策の実施

【農薬販売者】

- (1) 農薬取締法、毒物及び劇物取締法に関する情報提供
- (2) 農薬販売に係る届出方法の周知
- (3) 無登録農薬の取扱い禁止
- (4) 疑義資材に関する情報提供